

平成 30 年度健康手帳作成業務委託
一般競争入札説明書

【内訳】

入 札 説 明 書
仕 様 書

平成 30 年 6 月

茨 城 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合

入 札 説 明 書

平成 30 年 6 月 1 日に公告した平成 30 年度健康手帳作成業務委託に係る一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

平成 30 年度健康手帳作成業務委託

(2) 委託業務の内容

平成 30 年度健康手帳作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

契約締結日から平成 30 年 8 月 31 日まで

(4) 納入場所

仕様書で指定する場所

(5) 入札方法

ア 入札書に記載する金額は、1 部当たりの単価（小数点第 2 位まで記入）とする。

イ 入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点第 3 位以下の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 1 枚あたりの単価の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 申請書を提出する時点で有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿において「広告・出版・催物」に登録されている者であること。

(2) 茨城県内の地方公共団体、全国の地方公共団体及び全国の後期高齢者医療広域連合のいずれかで発注する同類業務に係る業務委託について、受注実績がある者であること。

(3) 委託業務に関する管理責任者を適正に配置できる者であること。

(4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその

運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）に関する質疑応答書提出場所

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階

茨城県後期高齢者医療広域連合 総務企画課

電話 029-309-1211

FAX 029-309-1126

(2) 入札説明書等の交付場所

茨城県後期高齢者医療広域連合総務企画課及び茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページで行う。

ホームページアドレス <http://www.kouiki-ibaraki.jp/>

(3) 入札説明書等の交付期間

入札公告の日から平成30年6月8日（金）まで

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合総務企画課における入札説明書等の交付は、茨城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第1条第1項に定める休日を除く午前9時から午後4時までの間において行うものとする。

(4) 入札説明書等に関する質問方法等

ア 質問方法

FAX又はEメールにより質疑応答書を提出すること。

Eメールアドレス：k08soumu@union.lg.jp

イ 質問期間

入札公告の日から平成30年6月8日（金）午後4時まで

これ以降に到達したものについては回答しないので留意すること。

(5) 入札者に求められる事項

ア この入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ入札説明書等の交付を受けるか、又は閲覧しなければならない。

イ 入札参加希望者は、次の書類を上記3(3)で指定する入札説明書等の交付期間内に提出しなければならない。

なお、入札参加希望者は、提出した書類について広域連合職員から説明を求めたときは、これに応じなければならない。

① 一般競争入札参加資格確認申請書

- ② 一般競争入札参加資格申請書を提出するときにおいて有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格結果通知書の写し
- ③ 契約実績証明書
- ④ 申出書
- (6) 一般競争入札参加資格審査結果
一般競争入札参加資格確認申請の審査結果については、平成 30 年 6 月 14 日(木)までに審査結果通知書を送付する。
- (7) 入札及び開札の日時及び場所
平成 30 年 6 月 19 日(火) 午前 10 時 00 分
茨城県後期高齢者医療広域連合事務所
- (8) 入札の辞退
3(1)に示す入札書の提出場所へ郵送又は持参により、開札日時までに到着するように、辞退届を提出するものとする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額を、入札保証金として、入札日に納付しなければならない。
ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合財務規則(平成 21 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第 4 号。以下「財務規則」という。)第 134 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。
 - イ 契約保証金
落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約保証金として、契約締結のときに納付しなければならない。
ただし、財務規則第 161 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札に関する条件に違反した入札及び財務規則第 139 条各号のいずれかに該当する場合は、入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
財務規則第 135 条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

平成 30 年度健康手帳作成業務委託仕様書

1. 件名

平成 30 年度健康手帳作成業務委託

2. 委託期間

契約締結の日から平成 30 年 8 月 31 日（金）まで

3. 概要

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 9 条に基づき、後期高齢者医療被保険者の健康づくりの一役を担うことを目的として、健康診査等の健康情報を記載した健康手帳を作成する。

4. 履行場所

茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が指定する場所（歯科健康診査帳票等作成及び封入等業務委託業者）及び広域連合事務所

5. 発行予定部数

85,000 部

6. 規格等

（1）規格

企画提案による。ただし、サイズは A 6 判とする。本分頁数、色等は下記と同等とする。

- | | |
|---------|---|
| ① サイズ | A 6 判 |
| ② ページ | 表紙等 4 頁、本文 56 頁以上 |
| ③ 刷色・色数 | 表紙、本文ともに 2 色以上 |
| ④ 紙質 | 表紙（カルメン R・K 判 11.5 キロ）
本文（再生マットコート・菊判 48.5 キロ） |

（2）記載内容

- ① 健康手帳及び健康診査についての説明
- ② 健康診査・歯科健康診査・各種がん検診・骨粗しょう症検診等の結果記載
- ③ 健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導及び健康増進法（平成 14 年法

律第 103 号) 第 19 条の 2 に基づく健康増進事業の記録

- ④ 予防接種・医療に関する記載欄
- ⑤ 血圧グラフ・体重グラフ表
- ⑥ 生活習慣病の予防や健康の保持のための知識
- ⑦ 在宅歯科医療連携室について

なお、記載内容等については、適宜、広域連合と協議しながら調整すること。

7. 制作方法

(1) 文章について

受託者からの企画提案による健康手帳から広域連合が指定する記載内容の修正及び不要な記載内容の削除を行う。修正部分に関しては、広域連合が提供する原稿を基に企画・編集等を行う。

(2) イラストについて

イラストは受託者が必要に応じて挿入及びレイアウトすること。また、イラストの内容は必要に応じて広域連合がイメージを指定し、受託者が準備すること。

(3) デザインについて

対象者が後期高齢者であることを配慮し、書体の選択、大きさ、使い方、余白、文字の強調、色の濃淡等に配慮して作成し、全体の統一性を持たせた見やすく、わかりやすいデザインとすること。

8. 校正

色校を含め原則 3 回以上行う。

9. 納品方法

(1) 受託者は、広域連合が指定する場所（歯科健康診査帳票等作成及び封入等業務委託業者）及び広域連合事務所へ指定する部数を納入すること。納入時期については、適宜、広域連合と協議しながら実施すること。

(2) 受領書も合わせて梱包し、納品先から受領書を受け取り、支払い請求時に広域連合にコピーを提出すること。

(3) 健康手帳の電子データを PDF 形式に変換し、CD-ROM 等の媒体により納入すること。また、データは Web 上で公開する等の二次利用権を認めること。

10. 成果品等の帰属

委託業務の履行に伴い発生する成果品及びデータ等の所有権は、すべて広域連合に帰属する。

11. 契約金の支払

契約は単価契約とし、納品後検査を行い、出来高に応じて支払うものとする。
検査に合格したときは、速やかに請求書を提出するとともに、広域連合は、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。振込手数料は、広域連合の負担とする。

12. 注意事項

- (1) 成果品の作成の工程において特許等にかかる技術を使用する場合においては、受託者の責任においてその特許等の使用の許可を得るとともに、その費用は受託者が負担するものとする。
- (2) 健康手帳に使用するイラスト、写真、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うこととする。
- (3) 広域連合のスケジュールの都合により作業工程に変更が生じた場合は、別途協議の上、行うものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた事項については、その都度協議の上処理する。

13. 本仕様書の対応窓口

住 所	〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地	ミオス1階
連絡先	茨城県後期高齢者医療広域連合	
担当課	事業課 保健資格班	
電 話	029-309-1212	
F A X	029-309-1126	